# 漢唐間における鼓吹と女楽の下賜

----国家と音楽の関係の一考察----

小林聡 埼玉大学教育学部社会講座

キーワード: 鼓吹、女楽、魏晋南北朝、隋唐

## 1. はじめに

筆者は漢唐間における礼制、とりわけ公的服飾制度を分析しているが、近年、国家が管理運営する音楽に携わる人々(本稿では歌唱・舞踏・器楽を担当する者を楽人と称する)が、公的演奏の場において官人に近似する服飾を身にまとっていた点に注目し、その制度を"楽人冠服体系"と名付け、その歴史的展開や礼制上の意味を探る論考を発表した(1)。楽制史料を収集する過程で、天子が功績のあった官人などに対して、天子が"鼓吹"及び"女楽"を一時的な貸与のような形も含めて下賜する事例が、正史の列伝などに多く記されていることを知り、これを研究対象とする価値があるのではないかと考えた(2)。これらの事例は、鼓吹・女楽の音楽演奏を臣下の観覧に供したという意味のみならず、それらのジャンルを専門とする楽人の所属を、天子・国家から臣下に移したことを意味していると思われる。鼓吹は軍事的色彩が強い軍楽としての本質を持ち、女楽は俗楽の中でも娯楽的色彩が強いといえる。対照的な性格を持つ両種の楽人集団の臣下への下賜事例が、楽人下賜事例の中で突出しているのは特徴的なことといえる。

人身の所属変更を伴う、天子による功臣への恩典の授与については、石井仁が虎賁班剣を主たる題材として詳細な見取り図を描いている(3)。氏は、天子と特別な関係にある臣下は、"殊礼"というカテゴリーの待遇を受けたとし(4)、そういった待遇の一つとして、天子の兵卒たる虎賁の下賜を主たる題材として分析を行っている。結論として、氏は虎賁の下賜は「軍事権の委任」を含意しているとしたうえで、「天子と臣下が儀礼を共有することは、何を意味するのか。両者の垣根が意外にも低く、様々な儀礼を介し、連続性ないし双方向性を有していたこと、言いかえるならば、皇帝権力が未だ絶対的な地位を確立していなかったことの表れなのではないか」として、後漢から魏晋南朝にかけての恩典制度を総括している。筆者は本稿において、氏をはじめとする先学の研究成果に導かれつつ、鼓吹と女楽の下賜のあり方についてある程度の整理を試みる。

## 2. 鼓吹下賜の特質

# 2-1. 漢唐間における鼓吹の推移

本項では、漢代から唐代前半にかけて、鼓吹がどのような歴史的展開を見せたのかという点を、 渡辺信一郎の研究成果などを参考に(5)、私見も交えて述べる。

漢代以来、鼓吹楽には、簫・笳を用いて朝会や鹵簿で演奏する狭義の"鼓吹楽"と、馬上で演奏する本来の軍楽としての鼓・角を用いる"横吹楽"の2種類があり、狭義の"鼓吹楽"に属する短簫鐃歌は、もともと恋愛歌を含む民間歌謡であったが、曹魏時代になって、歌辞は王朝の創生や文徳・武功を歌い、その正統性を宣揚するものに変えられ、その後の王朝も歌辞を改変しつ

つ、王朝の正統性を宣揚する音楽ジャンルとしてして活用し、鼓吹楽の伝統は続いていく(ただし、後述のように、簫・笳に加えて後に鼓が加わっている)。そこでは「宮廷の饗宴で演奏される場合には参加した官人・諸賓客に、皇帝の行列・鹵簿で演奏する場合には路上の民衆に対して、王朝の創生過程と正統性とが耳の奥にまで鳴り響いた」という聴覚上の効果が期待されたとされる(6)。

なお、『楽府詩集』巻16、鼓吹曲辞一に崔豹『古今註』を引いて「漢楽有黄門鼓吹、天子所以 宴楽群臣也。短簫鐃歌、鼓吹之一章爾、亦以賜有功諸侯」という記事を引いた後に、「然則黄門 鼓吹、短簫鐃歌与横吹曲、得通名鼓吹、但所用異爾」と述べ、諸侯に下賜されるのは様々な鼓吹 の中でも短簫鐃歌であることを指摘しているので、本稿で扱う鼓吹下賜の際の"鼓吹"とは、南 北朝時代までは短簫鐃歌の系統の音楽を指しており、鼓吹は「有功諸侯」に下賜されるものであ るという認識が基盤としてあったといえる。「有功諸侯」は、漢唐間においては、"軍功ある者(あ るいは将軍号の保持者)"や"地方官(都督・刺史などへの任官)"として読み替えることができ るであろう。

渡辺によると、この短簫鐃歌の伝統は南北朝末期まで続くが、隋に至って途絶え(『通典』巻146、楽六、前代雑楽は、短簫鐃歌について「隋に至り、滅ぶ」と記す)、かわって馬上・軍中楽である横吹楽が鼓吹楽の主流となり、これを中核として、棡鼓部・鐃鼓部・大横吹部・小横吹部の4部構成として鼓吹の体系が再編成され、楽器も従来の鼓吹楽で用いられた鼓・簫・笳の他、長鳴角・中(次)鳴角・大角など、さらには西域系の篳篥が加わったとされる。また、棡鼓部が鮮卑の系統を引く音楽であると明言されているように、隋の鼓吹楽は、鮮卑系の横吹楽である「簸邏迴歌」・「真人代歌」を中核に再編されたとされる。新たに編成された隋制鼓吹4部は、煬帝期の改編を経て、唐代には鼓吹部・羽葆部・鐃吹部・大横吹部・小横吹部の5部編成となり、内容的に言えば短簫鐃歌も一部復活したとされる。このように肥大化した鼓吹楽は、様々な場面で演奏されるようになっていく。項陽は、『大唐開元礼』が想定する唐代の五礼体系と楽制体系の対応について、①吉礼分野では、太楽署が華夏の正声=雅楽を担当し、②嘉礼・賓礼・軍礼分野では太楽署の国楽と鼓吹署の鼓吹楽が担当し、③凶礼分野では鼓吹楽がもっぱら演奏されるとしており(7)、唐代においては、国家礼制に組み込まれた鼓吹は、吉礼以外の様々な礼制上の局面で演奏されるようになったといえる。

## 2-2. 鼓吹下賜の変質 ―漢から魏晋まで―

前項で述べたように、鼓吹の形態には漢唐間に何度か大きな変化が起こっている。このことを 念頭に置いて、次に、増田清秀の研究成果に依拠しつつ(8)、私見も加えて鼓吹下賜の事例を見 ていく。

増田によると、後漢初期の鼓吹下賜の事例は、天子の鹵簿の一部をなす官人の馬車に随伴するところの鼓吹楽隊が臨時に下賜される事例(諸官鼓吹)、あるいは外国の使臣や王族に下賜された事例を除き、一般には将軍在職者に限られていたという(9)。『続漢書』巻24、百官志一に将軍の属官を記した後に「本注曰、此皆府員職也。又賜官騎三十人、及鼓吹」とあり、その条の劉昭注が引く応劭『漢官儀』に「鼓吹二十人、非常員」とあって、鼓吹は各種儀礼・行事のたびに編成される楽隊であったことを記す。従って、将軍に配属される鼓吹は、皇帝の特別の恩寵というよりは、制度規定によるものであり、かつ常置の楽隊ではなかったということができる。また、『後漢書』巻47、班超伝の李賢注は、班超に鼓吹が下賜された記事(後述)について、『古今楽録』(陳

の釈智匠が撰した書)を引いて、

横吹、胡楽也。張騫入西城、伝其法於長安、唯得摩訶兜勒一曲、李延年因之更造新声二十八 解、乘輿以為武楽、後漢以給辺将、万人将軍得之。

とあり、鼓吹は「胡」に起源を持ち、前漢王朝の音楽として定着した後は武楽、つまりとして理解され、また、後漢では「辺将」に支給されるものとして理解されていた。そういった鼓吹の軍事性・辺境性の延長上に、前漢期、玄菟郡に内属する高句麗に対して「鼓吹伎人」を下賜した事例(『後漢書』巻85、東夷伝高句驪条)や、漢末の建安15(210)年に交州七郡(士燮支配下の地域も含む)に鼓吹を授けた事例(『続漢書』巻23、郡国志五、日南郡条の劉昭注引く王範『交広春秋』など)があったと理解することができよう。

以上の鼓吹下賜は、制度的に支給が定められた事例である。それでは、制度上の規定にはないが特別に天子の恩寵によって鼓吹が下賜される事例はどうであろうか。増田によると、後漢和帝期に至って功臣に下賜する例が出てきてはいるが、それらは没後の葬送儀礼に限られていたという。ただし、生前の鼓吹下賜の例がないことはなく、建初8(83)年に将兵長史となった班超が鼓吹と幢麾(儀礼用の旗)が下賜されている(『後漢書』巻47、班超伝)。長史は将軍の下位(属官)に位置するので、この場合は天子の恩寵によるものと考えてよいだろう。また、『続漢書』巻24、百官志一の劉昭注に、『梁冀別伝』を引いて、

元嘉二年、又加冀礼儀。大将軍朝、到端門若龍門、謁者将引。増掾属・舍人・令史・官騎・ 鼓吹各十人。

とあって、大将軍梁冀は生前に、鼓吹10名の増員を許されている。『後漢書』巻34、梁冀伝を見ても鼓吹下賜のことは記されていないが、関連史料を勘案して考えると、永和6 (141)年に大将軍に就任した際に、制度に沿って鼓吹20名が下賜され、さらに元嘉2 (152)年に特別に鼓吹10名が下賜されたと理解することができる。これは制度を超えた特別の恩寵による生前における鼓吹下賜の例といえる。

さて、増田によると、漢末になって鼓吹下賜の原則が崩れ、群雄が勅許を請わずして鼓吹を愛用し、気軽に麾下の部将に鼓吹を分かち与えるようになっていき、西晋武帝期になると功臣の生前に鼓吹を下賜する事例も珍しくなくなり、さらには私的な遊興の場面において鼓吹が使用されるようにすらなっていったという(10)。こういった鼓吹をめぐる状況について、『宋書』巻19、楽志一は、

①魏晋世又仮諸将帥及牙門曲蓋鼓吹、斯則其時謂之鼓吹矣。②魏晋世給鼓吹甚軽、牙門・督 将・五校、悉有鼓吹。…(中略)…③今則甚重矣。

と記す。この記事は『宋書』が鼓吹の沿革を述べた文の一部であり、重複した内容を持つので、 ①と②の文は別々の来歴を持っていたかもしれないが、それは措くとして、①と②を総合すると、 将帥(将軍クラスか)五営校尉(晋制では四品官)」・牙門将(晋制では五品官)といった武官に対し て鼓吹が下賜されていたことがわかる(11)。

こうして、中級武官にも鼓吹が下賜される状況となったが、これには、どのような背景があるのであろうか。ひとつには漢末以来の動乱に由来する軍事優先主義や将軍号濫発などの風潮が、軍楽である鼓吹の流行を生んだとも考えられるが、魏晋交代期と以降に関して言えば、司馬氏政権・西晋王朝の思惑もこれに関係すると考えられるので、以下、この点を述べる。まず、『晋書』巻35、裴秀伝に、曹魏末期(264年)の制度改革を記して、

魏咸熙初、釐革憲司。時荀顗定礼儀、賈充正法律、而秀改官制焉。秀議五等之爵、自騎督已

上六百余人皆封。

とあるように、この年、来たるべき魏晋革命を念頭に制度改革が始まった。これらの事業は、そ の後、泰始律令や儀注(晋礼)の公布、及び官制・爵制の改革として結実していくが、爵制に関し て言えば、史料にあるように騎督(魏晋の制では五品官)以上の者六百余人が新設の五等諸侯に封 ぜられている。越智重明は、封建制・爵制を「封君にいろいろな面で公権としての皇帝権力と同 質的な権力所有を認めるもの」と規定した上で、六朝にあっては周制に基づいて皇親・功臣など に授爵すべきとの考えが理解があり、それに沿って西晋は五等爵制及び封王の制を施行したもの の、それほど「封建の実」があったわけではなく、これらの制度は皇帝が上級士人を政治的支配 層として措定し、彼らとの一体感を示すための「術」であったとする(12)。また、王安泰はこの 264年の五等爵授爵者のうちわけを、(a)曹魏宗室、(b)司馬氏一族、(c)父祖や自身が司馬氏に貢 献した者、(d)騎督以上の官、(e)曹魏の旧爵から昇格した者に分類しており(13)、その理解に従 えば、「騎督以上」のカテゴリーはあくまで授爵者の資格の一部にすぎないが、中級武官である ことが授爵の基準の一つであったことは確かである。越智によると、265年の西晋成立後、部曲 将(晋制では八品官)以下から質任をとるのをやめ、孫呉征服を控えた咸寧5(279)年には部曲督 (晋制では七品官)からの質任も廃止した(14)。氏はこれらの措置を、武人に信頼感を与えるため のものであるとする。騎督は魏晋の制では五品官であり、前述の牙門将と同格と言えるので、こ れらの中級武官は五等爵授与の対象となるとともに、鼓吹下賜の対象ともなったと想定すること ができる。つまり、鼓吹の濫授とも見える現象は、鼓吹楽が各王朝の正統性を歌う政治性を帯び る楽曲となったことや、さらには五等爵制の施行とも相俟って、中級武官を支配者層として認め て厚遇することによって、権力基盤を確立しようとする西晋王朝の政策の現れとして理解するこ とができよう。

## 2-3. 鼓吹下賜の構造 一下賜の序列、鼓吹の拡散-

さて、このように広範囲に鼓吹が下賜されるようになってくると、その内部で差異化が意識されるようになるのは自然な流れであろう。鼓吹下賜の史料には、「一部」・「二部」・「前部」・「後部」・「前後部」など様々な表現が見られるが、増田によると、官人の座乗する馬車の後方に位置して随従するのが「後部鼓吹」であり、「鼓吹一部」といえばこの形式を指すが、これに加えて車両の前方にも鼓吹を配置し、前後部合わせて「鼓吹二部」とする形式もあり、こちらの方が格付けは高かったとする(15)。鼓吹二部が下賜された例を見ると、後漢末期の中平2(185)年に司空楊賜が死去した際の葬送儀礼において、侍御史に「持節送喪」させたほか、蘭台令史10人・羽林騎・軽車介士とともに「前後部鼓吹」が参加している(『後漢書』巻54、本伝)のが、鼓吹二部の早い事例である。後漢期には鼓吹下賜自体が珍しいことであったので、葬送儀礼における鼓吹二部の下賜は特別なものであったのであろう。

また、一部・二部の相違以外に、単に「鼓吹」と表記する例と「羽葆鼓吹」と表記する例が史料中に現れる。羽葆とは鼓に装着する雉の羽で作った装飾であり(16)、天子が座乗する車両に「羽葆蓋」を有するものがあったことから、天子につながる権威を持っていたことがうかがえる(17)。では、羽葆鼓吹と単なる鼓吹では格付けの違いはあったのであろうか。羽葆鼓吹下賜の事例としては、蜀漢の建興3(225)年、諸葛亮が南征に出発する際に「前後羽葆鼓吹各一部」が下賜された事例(『三国志』巻35、蜀書五、本伝)が、史料に残る早い事例であるが、増田によると、これは生前に二部鼓吹が下賜された最初の事例でものであるという(18)。ここに、羽葆十二部鼓吹と

いう鼓吹の最高ランクが生まれ、派生的に「羽葆鼓吹(一部)」という中間的な格付けも生まれいく。本来天子が独占すべき鼓吹を、恩寵等によって臣下に下賜するという構図がまずあり、その後鼓吹一部・二部の格付けや、天子を象徴する装飾品である羽葆の有無といったランク付けが生まれ、おそらくは、鼓吹一部→羽葆鼓吹一部→羽葆鼓吹二部の順に格付けが上がっていく鼓吹のヒエラルキーが作られていったのではないかと思われる。

さて、前項では漢末魏晋においては鼓吹の下賜が拡がり、魏晋革命に際しては、鼓吹の下賜が 五等爵の授与と関連していたのではないかとの見通しを立てたが、それでは、その後の鼓吹はど のような展開を見せたのであろうか。先に、漢末、交州七郡に対して鼓吹が下賜された事例を挙 げたが、『南斉書』巻32、王琨伝に、劉宋の孝武帝期において王琨が広州刺史となった時のこと として、

南土沃実、在任者常致巨富、世云広州刺史但経城門一過、便得三千万也。琨無所取納、表献禄俸之半。州鎮旧有鼓吹、又啓輸還。

とある。この記事は、先に見た漢末交州(孫呉以降、その東部が広州となる)における鼓吹下賜が南朝時代にも受け継がれ、一種の慣習・伝統のようなものになっていたことをうかがわせる。その後、『南斉書』巻22、予章王嶷伝に、永明2(484年)年頃、制度を秩序あるものにすべしと主張した予章王の上言に対する武帝の返答中に、

凡在鎮自異還京師、先広州乃立鼓吹、交部遂有輦事、隨時而改、亦復有可得依旧者。 とあり、一時途絶えていたらしい広州諸郡における鼓吹等の使用を復活させるべしとしている。 これは広州に限定されたものとはいえ、地方官府における鼓吹の公的演奏の制度化と考えること ができる。

次に梁時代の例になるが、『楽府詩集』巻16、鼓吹曲辞一に、

梁又有鼓吹熊羆十二案、其楽器有龍頭大棡鼓・中鼓・独掲小鼓。亦隨品秩給賜焉。

とあるのが注目される。梁では鼓吹熊羆十二案では鼓吹が宮懸の一部に組み込まれ、これが梁代楽制の新機軸の一つとなり、北周・隋(煬帝期)・唐にも継承される(19)。本来軍楽であった鼓吹が、楽制・楽器体系中の頂点に位置する宮懸の一部をなすようになったのは特記すべきことであるが、鼓吹の拡がりという点で重要なのは、この記事の末尾にある「亦隨品秩給賜焉」という文言である。その内容から見て、殿庭内に配置される十二案とは全く別のこと、つまり、梁時代において詳細は不明ながら、官品・官秩に応じた鼓吹の「給賜」が制度化されていたことを言っている。また、『隋書』巻13、音楽志上には、陳王朝の鼓吹制度について、

其制、鼓吹一部十六人、則簫十三人、笳二人、鼓一人。東宮一部降三人、簫減二人、笳減一 人。諸王一部又降一人、減簫一。庶姓一部又降一人、復減簫一。

とあって、天子以下、皇太子・諸王・庶姓(諸侯・官人)という序列が示されており、陳時代にはこの序列によって簫・笳・鼓からなる「鼓吹一部」の楽隊編成が変化したことを伝える。この陳制の鼓吹序列と梁の「隨品秩給賜」の制度の関係は不明であるが、梁陳時代には鼓吹がある程度の範囲に拡散していたことになろう。

次に北朝末期の事例になるが、『隋書』巻14に、音楽志中に、北斉の鼓吹制度を記して、

諸州鎮戍、各給鼓吹楽、多少各以大小等級為差。諸王為州、皆給赤鼓・赤角、皇子則増給呉 鼓・長鳴角、上州刺史皆給青鼓・青角、中州已下及諸鎮戍、皆給黒鼓・黒角。楽器皆有衣、 並同鼓色。

とあり、各地方官府に支給される鼓吹制度には、①皇子が刺史となる州、②諸王が刺史となる州、

③(庶姓が刺史となる)上州、④(庶姓が刺史となる)中下州及び鎮戍といったランクがあり、楽器の色彩によってそれが表現されていた。こういった鼓吹のランク付けは、隋唐においても形を変えつつ存続する(後述)。このように、6世紀段階で、南朝(梁・陳)・北朝(北斉)ともに、鼓吹が臣下に支給される制度があったのであれば、天子の恩寵による鼓吹下賜の希少性は相対的に低下したのではないかと想定することができる。

これに関連して、瀧遼一は南北朝頃の状況として、「鼓吹楽の儀式化並びに鼓吹歌辞の文学的価値を示すようになり、軍楽的価値はますます減じるようになった。しかしその儀式的価値および文学的価値の向上はかえって鼓吹楽を発達せしめることとなり、俗楽的価値は増したのである」と鼓吹の性格の変化を述べており、これは三国時代以降の武官への鼓吹の下賜を含めた、鼓吹の民間への広がりの結果であると考えている(20)。また、項陽は唐代の鼓吹について以下のように論じる。まず、公的な音楽大系は太常寺が管轄する雅楽と軍楽、及び内教坊(次節で述べる)が管轄する筵宴俗楽に分けられるが、太常寺管下の鼓吹署の楽人は「楽籍」に登録された楽戸・営戸と称される存在であり、大駕鹵簿・小駕鹵簿・東宮鹵簿のほか、軍隊や宴席にも使用されていた。このように、鼓吹は様々な局面で使用されており、必要な人員は膨大であり、鼓吹署は各州県の楽工を輪番でこういった業務に従事させており、鼓吹は唐代音楽体系中において、決して非主流的なジャンルではなかった(21)。ここでは、唐代における鼓吹署を中心として地方官府や各軍営に及ぶ鼓吹の広範な存在が想定されている。ただし、先に見たように、鼓吹の編成や内容は隋文帝期を境に内容を一変させていたので、天子の恩寵にせよ、制度上の支給にせよ、臣下に下賜される鼓吹が奏でる楽曲も変化したであろう。

### 2-4. 南北朝以降における鼓吹下賜の動向について

増田によると、東晋時代と劉宋時代以降とでは鼓吹観に相違があり、東晋時代まではたやすく 鼓吹が下賜されたために、鼓吹の価値は低くなって個人の遊び道具の側面すら持っていたが、劉 宋以後になると、高官といえども妄りに授与されないものとなったという。前に引いた『宋書』 巻19、楽志一の記事(③の部分)に「今則甚重矣」とあるが、ここに見える「今」を広く南朝時代 前半(宋斉時代)として考えると、鼓吹はこの頃から軽々しく扱われなくなったということになろ う。なお、氏は鼓吹に対する憧憬から讖緯的鼓吹観が生じ、鼓吹こそが天子にもなりうる神秘的 な音が宿ると信じられたとするが(22)、女巫であった王敬則の母が、我が子が鼓角を鳴らしうる にまで出世することを予言したところ、その通り鼓吹を下賜されたとする、氏も引く説話(『南 斉書』巻26、王敬則伝)などを見る限り、鼓吹は天子を直接象徴するものでは必ずしもなく(天子 と鼓吹を直接結びつける事例も存在するが)、天子の信任厚い上級官人の象徴といったところで あろう。

また、氏は庶姓官人への鼓吹下賜は減った一方で、皇族それも年少者に対する下賜が多くなったとし、鼓吹は童心を楽しませる玩具にすぎなかったと断じている(23)。個々の事例ではそのような側面も確かにあったであろうが、南朝の政治体制を背景としてこれを考えると、また違った側面が見えてくるのではないかと筆者は考える。劉宋時代の政治基調を論じた川合安は、この時期、皇帝は皇族の中の第一人者にすぎず、それに由来する皇位の不安定さが官僚の党争を促進し、同時に官僚の党争がまた皇位の不安定に影響するというと因果関係を指摘している(24)。そういった政治状況の背景の一つとして、劉宋における州鎮長官などとしての皇族の権力・軍事力の強さ、あるいは朝廷における班次上の優越性が想定されるが、この点を追求したのが越智重明であ

り、氏は晋時代には皇帝が内面的心情的に士人との政治的支配層としての一体感を示したが、劉宋時代になると、皇帝が士人ではなく皇親(封王)と非士人に依拠した政治がなされるようになるとし、この過程で皇帝一皇太子一皇子一宗親一上級士人という政治的序列構造が確立し、これが後の南朝に受け継がれていくとともに、皇親が揚州・荊州・南徐州などの重要な州鎮の長官として派遣されることが、半ば制度化されるとする(25)。こういった皇親政治への志向が、劉宋時代になって鼓吹下賜の重心が異姓諸侯・官人から皇親に移行し、結果的に天子の一族の神聖性がより強調されるようになったと解釈することができるのではないであろうか。

皇族と鼓吹の結びつきはさらに拡大解釈されていき、皇族女性への鼓吹下賜の事例(劉宋の山陰公主)すら出てきており(26)、本来の軍楽としての性格が薄まっていったようにも見えるが、軍楽としての鼓吹の本質は忘れられていたわけでもないようである。たとえば、『陳書』巻29、蔡徴伝に、蔡徴が死後鼓吹を下賜された父の蔡景歴にあやかって、後主に対して鼓吹を「借」りることを要求したが、その時、後主が所司(太常か)に「鼓吹軍楽、有功乃授、蔡徴不自量揆、紊我朝章」と述べているので、南朝末期段階でも、鼓吹が軍楽に属している点、功績のあった人物に鼓吹を下賜すべき点はかろうじて認識されているようである。

さて、実際の南朝時代における鼓吹賜与の事例を見ると、増田の指摘するように、魏晋時代のように鼓吹下賜が濫発される傾向は収まり、前述のように皇族諸王の比率が高まっているが、それは、前述の「有功諸侯」、つまり、南朝の制度に沿って言えば、州鎮長官や将軍号保持者として軍功をあげたり、あるいはそれを期待されたりした臣下に鼓吹を下賜するという原則に立ち戻ったからとも言える。つまり、皇族諸王に下賜される事例が多いのは、単に皇族であるからと言うよりは、前述の皇族重用政策の中で州鎮長官や将軍号保持者となったがために、結果的に多く鼓吹が下賜されることとなったと解釈することができるのではないであろうか。

次の南斉時代の状況について、増田は庶姓官人のみならず皇族についても鼓吹下賜の幅を狭めたとしているが、南斉王朝自体の存続期間の短さを勘案すれば、史料を見る限り、それほど減少している様子はない。むしろ、南斉時代には褚淵(『南斉書』巻23、本伝)・王倹(『南斉書』巻23、本伝)・竟陵王子良(『南斉書』巻40、本伝)・安陸王子敬(『南斉書』巻40、本伝)・王晏(『南斉書』巻42、本伝)・徐孝嗣(『南斉書』巻44、本伝)などのように中央政界における輔政者や要職就任者に鼓吹が下賜されている事例が増えていることに注目したい。これは、鼓吹の軍楽的要素が薄れてきていることと関連するかもしれない。

梁時代については、南斉時代から引き続き、柳慶遠(『梁書』巻9、本伝)・呂僧珍(『梁書』巻11、本伝)・沈約(『梁書』巻13、本伝)・王瑩(『梁書』巻16、本伝)・袁昂(『梁書』31巻、本伝)のような、中央の顕官に就いて政治的に重きをなした人物への下賜が目立つが、それ以外にも建国初期に軍功をあげた武人、州鎮長官となった皇族、及び王僧弁(『梁書』巻39、本伝)・陳覇先(『陳書』巻1、高祖紀)のような梁末の権臣などが鼓吹を下賜されており、おおまかに言って梁時代では鼓吹下賜は衰えているとは言えない。ところが、陳時代になると、皇族にもそれほどは下賜されておらず、また、中央の顕官への下賜としては、徐陵(『陳書』巻26、本伝)・江総(『陳書』巻27、本伝)・蔡徴(『陳書』巻29、本伝)らがいる程度であり(このうち、蔡徴は前述のように鼓吹を下賜されるに足る経歴を持っていないとされた)、総体的に言って武人集団が下賜の主体となっている。陳時代を通じて、鼓吹下賜はそれほど積極的に行われず、軍功のある地方官のための恩典という、もともとの鼓吹下賜の性格に回帰したと言えよう。これには、前項で述べたように、梁陳時代、皇族や高官など一定程度の範囲に鼓吹が支給される制度が一般化し、

鼓吹下賜に以前ほど希少性が感じられなくなっていったことが背景としてあるのではないであろうか。

次に北朝・隋唐時代における事例であるが、増田は北魏が鼓吹の制度を整えたのは孝文帝期、 鼓吹下賜制度が整ったのは孝文帝による洛陽遷都後であるとしている(27)。北魏における事例を 見てみると、南朝のそれと同様、皇族諸王への下賜が多いが、南朝に比して"羽葆"や"前後二部"が濫発されている印象がある。北魏東西分裂以降の北朝諸王朝では、皇族諸王への鼓吹下賜 はあまり記録されず、もっぱら庶姓武人に対する恩典となっていたようであり、この点は南朝陳 王朝と軌を一にする状況といえる。また、前述のように北斉では州刺史に鼓吹を支給しており、 このことも鼓吹の希少性を減少させる一因となっていたであろう。

さらに、隋時代になると鼓吹下賜の事例は死後の追贈が主体となり、生前下賜は稀になっていく。生前の下賜として注目されるのは、嶺南の洗夫人(『隋書』巻80、列女伝譙国夫人条)や、突厥の沙鉢略・雍虞間・啓民(『隋書』巻84、北狄、突厥伝)といった辺境・塞外の君長への下賜であり、これは鼓吹が本来持つ軍事性・辺境性の延長線上にある下賜事例とみられる。また、前述のように、隋時代には短簫鐃歌系統から横吹楽系統に重点が移り、使用楽器も鼓・簫・笳に加えて長鳴角・次鳴角・大角・篳篥等が加わって鼓吹の内容は一変したが、それだけでなく、『楽府詩集』巻21、横吹曲辞一に「自隋已後、始以横吹用之鹵簿、与鼓吹列為四部、総謂之鼓吹、並以供大駕及皇太子・王公等」とあるように、皇太子以下に鼓吹が支給されるように定められていた(28)。このように皇族や官人のための鼓吹支給が定められた以上は、鼓吹自体はさらに希少性を失っていったと想定される。続く唐代では、『大唐六典』巻14、太常寺、鼓吹署の条に唐制の鼓吹の序列について、天子・皇太子・親王・一品官・二品官・三品官の6段階を記しており、隋時代よりもさらに細かく鼓吹下賜の対象が定められているので、鼓吹支給制度は一定程度の広がりを持っていたと言える。一方、正史から制度外の恩寵としての鼓吹下賜の事例を探ると、隋時代にもまして下賜事例は減っており、また生前下賜というよりは追贈が主体となっている。

なお、本稿では正史を中心に伝世文献史料を主たる材料として論じているが、伝世文献史料の みでは正確さを欠くのも論を俟たないところである。たとえば、墓誌には正史が載せていない鼓 吹下賜についての情報が記されている場合もあるので、以下この点について、補足的に説明をお こなう。

まず、そもそも正史に列伝がない場合として、常山王元邵の事例がある。元邵の墓誌には、彼の死後、「殊礼、鑾輅九旒、虎賁班剣百人、前後部羽葆鼓吹、轀輬車」が加えられたという記述があるが、正史には伝はない(29)。次に正史に列伝などの関連部分はあるが鼓吹下賜の記述がない例として、北魏の皇族、安豊王延明の事例があり、その墓誌には、「・・・復除使持節都督雍州諸軍事本将軍雍州刺史。俄間復除徐州刺史、仍侍中本将軍。尋加驃騎大将軍儀同三司、給後部鼓吹」とあるが(30)、『魏書』巻20の安豊王延明伝には「東道行台・徐州大都督」から「徐州都督・徐州刺史・節度諸軍事」への官歴が記され、『魏書』巻9、孝明帝紀、孝昌二年三月庚子条にも「以驃騎大将軍・徐州刺史・安豊王延明為儀同三司」と記されるが、両史料とも安豊王への鼓吹下賜の記述はない。墓誌と列伝の双方に鼓吹の記事が載っている例として、上党王天穆の事例があり、その墓誌には「遷位太宰、加翼保鼓吹、増邑通前七万戸」とあり(31)、『魏書』巻14の本伝には「加太宰、羽葆鼓吹、増邑通前七万戸」とあるが、「翼保」と「羽葆」が同義であるとすれば、墓誌と『魏書』でほぼ同一の記載がなされていることになる。

以上のように、正史列伝に載せられた人物について、全ての鼓吹下賜を記しているとは限らな

いので、伝世文献史料のみから統計を取ることは慎重であるべきであろう。

#### 2-5. 鼓吹の保持期間について(補足)

本節の最後に、蛇足ではあるが、生前に臣下に下賜された鼓吹の楽人がその後も長く下賜先に 留まっていたのか否かという点について述べてみたい。

まず後漢時代の事例として梁王暢が就国に際して、不要な「虎賁・官騎及諸工技・鼓吹・倉頭・奴婢・兵弩・廄馬」を「本署」に返還することを和帝に請うているが(『後漢書』巻50、本伝)、わざわざそのことを上言していると言うことは、後漢時代、鼓吹などの返還が制度上決められていたわけではないことを示唆する。次に『晋書』巻98、王敦伝を見ると、王敦は太興4(321)年(あるいはその少し前)に一度羽葆鼓吹が加えられた後、翌年には再び羽葆鼓吹が加えられているが、これを固辞している。この事例を見ると、東晋時代、鼓吹は一度下賜されても、その後恒常的に保持するものではなかったようである。その他、生前に鼓吹が下賜され、死後に重ねて下賜される事例も東晋南朝や北朝を通じていくつかある。その中には単なる鼓吹から羽葆鼓吹へ、後部鼓吹一部から前後部鼓吹(二部)へという格上げが認められる場合もあるが、特に格上げがない場合もある。少なくとも後者の場合は、一度下賜された鼓吹は長期間は保持されることはなかったと考えるのが自然であろう。また、生前ではなく葬送儀礼の際に下賜される鼓吹については、『陳書』巻17、王通伝に、

(太建) 六年、加特進・侍中・(安右) 将軍・(左) 光禄大夫、佐史並如故。未拝卒、時年七十二。 詔贈本官、諡曰成、葬日給鼓吹一部。

とあり、葬儀の日のみ鼓吹一部が下賜されている。王通自身は、琅邪王氏の出であり、特進・左 光禄大夫は二品官、侍中・安右将軍は三品官であるが、このような高官であっても葬儀の日のみ 鼓吹が給されるのが普通であったといえる。

ただし、南朝末期には王通とほぼ同時期に、鼓吹を長期間保持し続けた事例も存在する。『陳書』巻11、淳于量伝には鼓吹下賜に関わるかなり詳しい経過が載せられているが、関連部分を拾うと、以下のようになる。

- ①高祖受禅、授持節・散騎常侍・平西大将軍、給鼓吹一部、都督・刺史並如故。
- ②王琳平後、頻請入朝。天嘉五年、徴為中撫大将軍・常侍・儀同・鼓吹並如故。
- ③天康元年、至都、以在道淹留、為有司所奏、免儀同、余竝如故。
- ④光大元年、給鼓吹一部。
- ⑤(華) 較平、并降周将長胡公拓跋定等。以功授侍中、中軍大将軍、開府儀同三司、進封醴陵県公、増邑一千戸。未拝、出為使持節都督南徐州諸軍事・鎮北将軍・南徐州刺史、侍中・儀同・鼓吹竝如故。
- ⑥(太建)五年、徴為中護大将軍・侍中・儀同・鼓吹・扶竝如故。
- ⑦呉明徹之西伐也、量賛成其事、遣第六子岑率所領従軍。淮南克定、量改封始安郡公、増邑一千五百戸。(太建)六年、出為使持節都督郢巴南司定四州諸軍事・征西大将軍・郢州刺史、侍中・儀同・鼓吹・扶竝如故。

淳于量は、陳王朝成立(557年)後に鼓吹が下賜されて以降、③にあるように天康元(566)年に儀同を、上に載せていないが太建3(571)年に侍中を免ぜられているにもかかわらず鼓吹を保持し続け、⑦以降、582年の死去に至るまでそれは変わらなかったようである。なお、④に光大元(567)年、特に官歴上の変化が見られないにもかかわらず、「故の如し」とは記さずに、ことさらに「鼓

吹一部」が給されたと記されているので、ここが一区切りとなって(最初の下賜から10年後にあたる)、あらためて新規の鼓吹が下賜されたという可能性もある。また、同書巻11、黄法軞伝にも、淳于量伝と同様に、黄法軞が何度も繰り返して鼓吹を保有し続けたことが述べられている。 『陳書』の他の史料には鼓吹保持を事細かに記す例はないが、陳時代には高官による長期の鼓吹保持が通例になっていたという可能性もある。

漢唐間において、鼓吹の本質が軍楽であり、天子から臣下に対する恩典としての鼓吹下賜は、石井仁が論じた虎賁班剣と同様に天子から軍事権を委任されていることの象徴であったのではないかと思われる(32)。それゆえ、時代によって鼓吹下賜の範囲を変えつつも恩典であり続けたが、南北朝末期以降、鼓吹が制度的に皇族や高位の官人に支給されるようになると、次第に恩典としての希少性を薄め、隋時代以降は下賜そのものも少なくなっていく。これは石井が宋斉時代をピークとする虎賁下賜とほぼ同じ軌跡を描いているといえよう。

#### 3. 女楽下賜の特質

#### 3-1. 女楽の概念

本稿冒頭で述べたように、天子による音楽・楽人の下賜という恩典的行為の中で、鼓吹下賜と並んで史料にしばしば現れるのが女楽の下賜である。郊廟祭祀などで用いられる"雅楽"諸曲を頂点とし、その下に朝廷の饗宴などにおける男性楽人による各種の楽曲、それに前節で見た鼓吹の諸楽曲といった多様なジャンルが連なる楽曲大系の中で、"雅"の対極に位置し、"俗"の最たるもの、所謂"鄭衛の音"として認識されていたのが、女楽による歌舞であった。本節では、この女楽の下賜をめぐる状況について考える。

まず先に、女楽の意味するところについて述べておきたい。史料中の"女楽"の意味・用法を見ると、①歌唱・舞踏・器楽を担当する女性楽人、あるいは、②女性楽人が演奏する音楽自体という二つがあるようであるが、本稿では基本的には①を念頭に置き、女楽は国家機関(朝廷・東宮の宮廷など)や官人・士人等の富裕層によって所有される女性楽人と考えておく。また、「妓女(伎女)」・「妓楽(伎楽)」などの語も史料に現れるが、『資治通鑑』巻161、梁紀十七、太清二年十月条の胡三省注に「妓、渠綺翻、女楽也」とあるように、妓女は女楽を意味するとされるので、これらの語も概ね女楽を指す(単に「伎」と称する場合は、男性楽人を含む場合もあるであろう)として論を進める(33)。さらに、「妓妾(伎妾)」という語も史料中に少なからず現れる。たとえば、「後房伎妾以百数」(『晋書』巻75、王国宝伝)、「妓妾至数百」(『梁書』巻9、曹景宗伝)、「性奢豪、後房伎妾曳羅穀飾金翠者亦有百数」(『梁書』巻28、夏侯夔伝)といった記事から、官人・士人が多数の「妓妾」を保有しており、また、『南史』巻67、程霊洗伝の、

性好播植、躬勤耕稼、至於水陸所宜、刈穫早晚、雖老農不能及也。妓妾無游手、並督之紡績。 という記事から、「妓妾」が音楽演奏以外の労働にも従事していることがわかる。一方で、『宋書』 巻77、顔師伯伝に、

師伯居権日久、天下輻輳、游其門者、爵位莫不踰分。多納貨賄、家産豊積、伎妾声楽、尽天 下之選、園池第宅、冠絶当時、驕奢淫恣、為衣冠所嫉。

とあるように、音楽に重点を置いた妓妾の用例もある。こういったことを勘案すると、音楽演奏 を含む家内の諸労働に従事した女性の総称として「妓妾」という語が用いられたのではないかと 想定される。あるいは、「妓」と「妾」の境界は曖昧であったのかもしれない。

なお、榎本淳一の近著では、古代日本を中心に東アジア全体を視野に入れて女楽下賜を論じた一章が設けられている(34)。そこでは、『続日本紀』巻22、天宝宝字三年正月甲午条の「大保藤原恵美朝臣押勝宴蕃客於田村第。勅賜内裏女楽并綿一万屯」という記事に見える「女楽を賜う」の意味として、宮中の内教坊の女楽(妓女)の演奏・演舞を観覧に供したという解釈と、女楽そのものを渤海使に与えたという解釈とがあることを紹介した上で、後者の立場に立って論を進める。氏は古代日本が参照した唐代の制度においては、皇帝による臣下への女楽の下賜は、きわめて大きな恩典であり、逆に臣下(あるいは外国の君主)からの女楽の献上は、強い忠誠を示すものとする。また、唐における内教坊の伎女が官賤人であったのに対して、古代日本では、内教坊の女楽は社会的地位が比較的高い階層(中央貴族や地方豪族)から採用されていたとするなど、日唐間の女楽制度の相違を考察している(35)。

#### 3-2. 魏晋及び南朝前期における女楽の推移

本項では先学の成果を参照しつつ、漢から唐代前半にかけての女楽の推移を見る。まず、瀧遼一は、漢代においては女楽は後の一般婦人の奏でる音楽も多くはこの中に含まれていたのに対し、六朝時代になって盛んになった女楽は職業的なものであった点を指摘している(36)。また、韓啓超は、六朝、とりわけ南朝時代の楽舞について、「礼崩楽壊」の状況が「声色の社会」を生み、「家伎(私家部伎)の時代」、つまり、「世家大族・官僚豪富」がパトロンとなって女楽などの楽人を私的に所有(当時の言葉で言うところの"蓄妓")する時代を出現させ、音楽は奢侈享楽に力点を置くようになり、歪んだ形の芸術として発展したと総括している(37)。つまり、氏は女楽などの楽舞活動の場の中心は国家レヴェルの饗宴というよりも士人層の私的饗宴空間であったと考えている。

南朝時代の女楽の中心が貴族層の私的なそれであったとしても、もちろん天子・国家もまた女楽を所有しており、国家儀礼の中においても女楽の存在をわずかに確認することができる。まず、『続漢書』巻5、礼儀志中の劉昭注が引く蔡質『漢儀』では後漢時代における元会儀礼の式次第が記されるが、その中に「相去数丈、両倡女対舞、行於繩上、対面道逢、切肩不傾」とあって、散楽に女性が参加していたことは確かなものの(38)、女楽が集団として演奏をおこなった形跡はない。時代はくだって、西晋時代における元会儀礼の進行を記した「咸寧儀注」の内容が、『宋書』巻14、礼志一・『南斉書』巻9、礼志上・『晋書』巻21、礼志下・『通典』巻70、礼三十、元正冬至受賀などに記される。それを見ると、太常や大鴻臚などが主たる進行役をつとめているが、音楽演奏については太楽令と鼓吹令の指揮監督のもとで、「鼓吹」・「四廂楽」・「鐘鼓」・「雅楽」・「登歌楽」・「食挙楽」・「宴楽(儛と衆伎からなる)といった様々な音楽が演奏されることが定められている(39)。そして、その規定の末尾に「別置女楽三十人於黄帳外、奏房中之歌」(『南斉書』巻9、礼志上)とあるように(40)、女楽演奏は男性楽人の演奏の付け足しのような位置づけであり、「黄帳」で仕切ることによって男性諸侯・官人からは女楽の姿が見えないように配慮されてはいるものの、公的礼典である儀注に女楽の演奏が組み込まれている点は、画期的といえる。

「咸寧儀注」に見える女楽は天子・国家に属したものと考えられる。そういった女楽に関する 史料として、『宋書』巻41、后妃伝に劉宋の明帝が男性百官組織に擬えて整えた後宮官制の一覧 が載せられているが、そこには、楽正(三品官)・賛楽女史(四品官)・典楽帥(四品官)・清商帥(五 品官)・総章帥(五品官)・総章伎倭(六品勅吏相当)・典楽人(七品官相当)といった音楽に関わる 女官の官職が見えるので、天子・国家の女楽は後宮が直接管轄していたと見てよいかと思われる。 また、『宋書』巻94、恩倖伝、阮佃夫に、

時佃夫・王道隆・楊運長並執権柄、亜於人主。…(中略)…妓女数十、芸貌冠絶当時、金玉錦 繡之飾、宮掖不逮也。

とあり、ここでは、劉宋時代、阮佃夫が所有する女楽の音楽的技能や容姿の比較対象として、宮 掖、つまり後宮の女楽が挙げられており、技能・容姿・服飾(の豪華さ)における女楽のスタンダ ードとなっていたことを示している。また、『南史』巻60、徐勉伝に、梁中期のこととして、

普通末、武帝自算択後宮呉声、西曲女妓各一部、並華少、賚勉。因此頗好声酒。 とあり、梁時代になると、劉宋時代の女官機構には見えない、呉声(呉歌)・西曲といった新しい 俗楽ジャンルを専門とする女楽機構が後宮に置かれていたことがうかがえる。

以上が、天子・国家の女楽を後宮が管理していたと思われる事例であるが、天子・国家の女楽が後宮に属さないことを示唆する史料もある。『宋書』巻18、礼志五に、総章監以下の楽官の服飾が記載され(これはおそらく晋制であろう)、また、『隋書』巻26、百官志上に、梁制として「置協律校尉・総章校尉監・掌故・楽正之属、以掌楽事」とあるので、男性官人として総章署は存在しており、女楽の管理運営になんらかの関与があった可能性がある。『梁書』巻8、昭明太子伝に「出宮二十余年、不畜声楽。少時、敕賜太楽女妓一部、略非所好」とあり、蕭統の生年(501年)から考えて梁時代の早い段階(前述の徐勉の記事よりやや前か)には、太楽署所属の女楽が存在したことがわかる。こうなると、女楽の所属をめぐる太楽署・総章署・後宮の関係が錯綜してくるが、とりあえずは、天子・国家の女楽は様々な部署に所属していたと想定しておく。

また、貴族などの家妓所有についても野放しではなく、礼制・法制上の規制は存在していた。 『南斉書』巻42、王詡伝に、

永明中為少府卿、六年、敕位未登黄門郎、不得畜女妓。詡与射声校尉陰玄智坐畜妓免官、禁 錮十年。

とあり、南斉時代には「位」が黄門侍郎に至ってはじめて女楽を所有できるという敕が出されていた。黄門侍郎は宋制では五品(梁制では流内十班)であるのに対し、王詡が任官した少府卿は宋制では三品(梁制では流内十一班)、陰玄智が任官した射声校尉は宋制では四品(梁制では流内七班)であって、官品・班ともに必ずしも黄門侍郎より格下であるとは言えないが、岡部毅史によると、清官たる黄門侍郎は官歴上の一つの関門となっていたとされ(41)、官品などとは別の序列原理からすると九卿や五営校尉にまさる(おそらくは貴族制原理を背景とする)「位」を有しており、私生活においても女楽を保有しうる官職集団のボーダーラインとなっていたとみられる。また、『梁書』巻38、賀琛伝に、梁末の賀琛による有名な上奏(『資治通鑑』巻159、梁紀十五は大同11(545)年のこととする)を載せるが、その中に、

又歌姬儛女、本有品制、二八之錫、良待和戎。今畜妓之夫、無有等秩、雖復庶賤微人、皆盛 姬姜、務在貪污、爭飾羅綺。

とあるように、女楽の所有についての「品制」がもともとあったとされているが、それは先に見た王詡伝の「敕」かそれに類する規定であったであろう。後述のように、梁時代に流行していた西曲の舞人が16人制から8人制に改変されたことも、二八=舞人16人制を禁じる「品制」と関連しているかもしれない。

以上見たように、少なくとも南朝においては天子・国家が所有する女楽が存在しており、貴族などの家妓所有に関する規制も存在していたようであるが、おそらくは私生活に関わることだけ

に、規制しにくい問題であったと思われる。そのため、阮佃夫の事例や賀琛の上奏にあるように、 厳格な規制が機能していたとは言えず、南朝を通じて「女妓越濫」(賀琛の上奏に対する梁の武 帝による反論中の言葉)は常態化していたと思われる。

### 3-3. 梁時代における女楽の隆盛

さて、「声色の社会」たる南朝女楽史の中で、一つの画期となったのは梁時代であったといえる。それは、たとえば文学作品からも伺うことができる。賀威麗は、逸欽立『先秦漢魏晋南北朝詩』から45名93篇の「音楽詩」を、厳可均『全上古三代秦漢三国六朝文』から6人10篇の「音楽賦」を抽出しているが、氏の作成した音楽詩についての一覧を見ると、5名10篇が宋・斉、33名72篇が梁、7名11篇が陳に分類されており、これは梁時代が音楽詩の高揚期であったことを示しているといえよう(42)。音楽詩の中でも、たとえば「詠舞詩」(簡文帝・庾肩吾など)、「詠歌姫詩」(江洪)、「看舞詩」(庾信)、「舞媚娘」(陳の後主など)といったように、女楽の舞踏や歌唱を事細かに詠った歌舞詩が多いのは一目瞭然である。この時期における音楽詩賦の流行の背景には、女楽の隆盛があったといえるであろう。

なお、女楽の隆盛とは直接関係ないが、梁時代に一つの歌舞スタイルの変革があった。『楽府詩集』巻48、清商曲辞五、西曲歌中、及び同書巻49、清商曲辞六、西曲歌下を見ると、「莫愁楽」・「襄陽楽」・「三洲歌」・「採桑度」・「江陵楽」・「共戯楽」・「安東平」・「那呵灘」・「孟珠」・「翳楽」・「寿陽楽」といった西曲の楽曲について、『古今楽録』を引いて「旧舞十六人、梁八人」とあり、「估客楽」についてやはり『古今楽録』を引いて「斉舞十六人、梁八人」としている。これらの曲では女楽が舞踏を担当したと思われるが、南斉時代(以前)には舞人の数が16人であったのが、梁時代になって8人に減らされたことがわかる(43)。その他、『通典』巻146、楽六、清楽に、

当江南之時、巾舞・白紵・巴渝等、衣服各異。梁以前、舞人並十二人、梁武省之、咸用八人而已。

とある(44)。巾舞以下の諸曲はおおむね清商楽系統の楽曲とされ(45)、先に挙げた西曲に比して古い伝統を持っており、その舞人は女楽ではない可能性もあるが(46)、この記事によれば、梁武帝によって舞人の数を12名から8人に減らされており、これは西曲における舞人8人制と軌を一にする改革であろう。当時人気があったとされる西曲やその他の主要な俗楽における舞人削減は、音楽における節制を推奨した政策と考えることもできるが、女楽隆盛期においておこなわれた改革だけに、むしろ音楽・芸術上の積極的な意味を持つ可能性もあるのではないであろうか。

なお、この舞人8人制への転換がいつのことなのかは不明であるが、『楽府詩集』巻48、清商 曲辞五、西曲歌中に、西曲「襄陽蹋銅蹄」について『古今楽録』を引いて、「天監初、舞十六人、後八人」とあり、この楽曲が梁王朝成立間もない段階では、南斉時代までの制度に沿って舞人16名で演奏されたことが知られる。「後」とはどの時点を指すか不明であるが、他の楽曲も含めて、梁王朝成立すぐさま舞人8人制への改変がなされたわけではないことがわかる。

また、梁時代には新たなジャンルの楽曲が生まれている点も、注目すべきであろう。『楽府詩集』巻50、清商曲辞七に、

古今楽録曰、梁天監十一年冬、武帝改西曲、製江南上雲楽十四曲。江南弄七曲、一曰江南弄、二曰龍笛曲、三曰採蓮曲、四曰鳳笛曲、五曰採菱曲、六曰遊女曲、七曰朝雲曲。又沈約作四曲、一曰趙瑟曲、二曰秦筝曲、三曰陽春曲、四曰朝雲曲。亦謂之江南弄云。

とあって、512年に梁武帝と沈約が、西曲を改変して新ジャンルの楽曲である「江南弄」を作成

したという。この年は、武帝による一連の礼制・楽制の改革の最終段階にあたる時期といえる。 梁王朝成立以来の礼制・楽制に関わる改革を『梁書』や『隋書』に依拠して列挙すると、以下の ようになる。まず、梁王朝成立早々、律令と儀注の編纂が始まったが、その一方で、武帝は楽制 の改革を臣下に対して宣言し、年代は不明ながら、音律の改正(四通と十二笛の製作)と宮懸の十 六架から三十六架への拡充があり、これを基礎として新楽曲体系たる十二雅(普通年間に十雅編 成となる)が制定され、さらに前述のように宮懸に鼓吹熊羆十二案を組み込むという改革もなさ れる(47)。一方、法制面では503年には律令が完成して公布され、また、508年には官制や身分制 に関わる所謂"天監七年の改革"が断行されている(48)。礼制に関しては、512年には吉礼儀注 および凶礼儀注が完成して五礼儀注が出そろっている(正式の施行は524年)。この512年には宮城 に三重の楼閣が建造され、翌513年には太極殿・太廟・明堂が新たに作られており(明堂は旧太極 殿の建材を再利用して建造された)、礼楽帝国たる梁王朝の偉容が姿を現してきた。また、これ らと並行して郊廟や明堂の祭祀のあり方などを中心とする儀礼改革が504年頃から活発化してく るが、一連の礼制上の議論や改革が一段落するのは513年頃である。つまり、武帝は502年から51 3年にかけて礼制改革を推し進めると同時に、雅楽・鼓吹から俗楽(それも俗楽の極致たる女楽) に至るまでの幅広いジャンルについて楽制改革を推し進めたということができ、512年の「江南 弄」成立はその一部であると考えることができる。

#### 3-4. 北朝隋唐における女楽・楽戸身分をめぐる推移

北朝、その後の隋唐時代において、女楽はどのような展開を見せたであろうか。北朝においても家妓は多く、『洛陽伽藍記』巻3、城南、高陽王寺の条に、高陽王雍が「僮僕六千、妓女五百」を所有していたこと、また同書巻4、城西に、河間王琛が「妓女三百人」を所有していたことが記されるように、有力者はむしろ南朝よりも多くの女楽を所有していたかもしれない。一方天子・国家の女楽については、『周書』巻5、天和六年九月条に「省掖庭四夷楽、後宮羅綺工人五百余人」とあって、北周の後宮では「四夷楽」の女楽が存在していたことが知られる。渡辺信一郎によると、北周には天下秩序の楽制上の表現として"七部国伎"があり、それは宇文氏の原基をなす鮮卑真人代歌を含めた西涼楽を中核に、周辺諸民族の四夷楽(亀茲・疏勒・安国・天竺・高句麗・百済の諸楽)を配置したものであった(49)。この七部国伎は大司楽(楽部)所属の男性楽人によって演奏されたのであろうが、後宮にもそれに類する女楽機構が存在していたわけである(50)。

また、北朝末期には女楽身分に関わる変動が起こっている。周知のように、この頃、奴婢ではないが、自由を奪われている楽人は"楽戸"と称され、"雑戸"の一部を構成するようになっていたとされる。楽戸を含む雑戸の歴史的展開について、濱口重國の研究や、それを修正・批判した堀敏一の研究に依拠してまとめると、以下のようになる(51)。堀は北魏中期には雑戸・隷戸・僮隷などを有力者が私養することはなくなって、官府で使役される者が残り、北魏東西分裂以降にはそういった人々は雑戸と称されるようになったとする。ところが、犯罪者もしくは縁坐者を雑戸とすることも行われたこともあって、雑戸は良人身分でありながらも次第に官賤人に類する存在と目されるようにもなっていた。そういった状況下において、『北史』巻5、西魏文帝紀、大統五年五月条に「免妓楽雑役之徒、皆従編戸」とあり、『周書』巻6武帝紀、建徳六年八月壬寅条に「凡諸雑戸、悉放為民。配雑之科、因之永削」、あるいは『隋書』巻25、刑法志に「建徳六年、斉平後、帝欲施軽典於新国、乃詔凡諸雑戸、悉放為百姓。自是無復雑戸」とあるように、

西魏・北周では539年、577年と楽戸・女楽を含む雑戸の類の編戸への解放が進んでいく(北斉においても551年に同様の措置がとられる)。さらに、隋王朝樹立後まもなく、散楽の楽戸を解放して「百姓」としたほか、『隋書』巻67、裴蘊伝に「初高祖不好声技、遣牛弘定楽、非正声清商及九部四儛之色、皆罷遣従民」とあるように、牛弘を中心とする楽制改革の中で(52)、国家儀礼にとって必要最小限のジャンルの楽人を残して、それ以外の人々(楽戸身分であろう)を編戸の民としている(53)。こういった北朝末期から隋文帝までの楽戸の編民化の指向は、『隋書』巻15、音楽志下に「及周并斉、隋并陳、各得其楽工、多為編戸」とあるように一連の流れに沿ったものと言えよう(54)。

濱口重國は、このような楽戸を編戸とする流れが変わり、国家が多くの楽戸を必要とするようになるのが、煬帝の時代であるとする(55)。関連史料を挙げると、まず、『資治通鑑』巻180、隋紀四、大業三年十月条に、

敕河南諸郡送一芸戸東都三千余家、置十二坊於洛水南以処之。

とあるように、607年にまず旧北斉の河南地区に居住していた、特殊技能を持った人々(多くが俗楽や散楽を専門とする楽戸か、あるいは工戸であったであろう)三千余戸を東都の「坊」に徙した。次に、『隋書』巻3、煬帝紀、大業六年二月庚申条に、

徴魏・斉・周・陳楽人、悉配太常。其数益多前代。

とあり、『隋書』巻13、音楽志上に、

煬帝矜奢、頗玩淫曲、御史大夫裴蘊、揣知帝情、奏括周・斉・梁・陳楽工子弟、及人間善声 調者、凡三百余人、並付太楽。

とあり、『隋書』巻15、音楽志下に、大業6(610)年のこととして、

帝乃大括魏・斉・周・陳楽人子弟、悉配太常、並於関中為坊置之、其数益多前代。

とあり、『隋書』巻67、裴蘊伝に、

(裴) 蘊揣知帝意、奏括天下周・斉・梁・陳楽家子弟、皆為楽戸。其六品已下、至于民庶、有善音楽及倡優百戯者、皆直太常。是後異技淫声咸萃楽府、皆置博士弟子、遞相教伝、増益楽人至三万余。

とあるが、上の四つの記事はいずれも610年の措置とそれに付随する状況を述べており、これらをまとめると、以下のようになるかと思われる。

- ①南北朝末期以来の諸国の楽人(楽工・楽家)は、多くが編戸となっていたが、楽戸の身分に戻されて太常寺太楽署の管轄下に置き、関中に坊を置いてそこに集住させた。
  - ②楽戸とは別に、六品以下の官位を持つ者から「民庶」に至るまでの良人身分を持つ者で、音楽や「倡優百戯」に秀でた人々を選抜し、(楽戸とともに)太常寺太楽署に上番させた。
  - ③その後、彼ら「異技淫声」が太常に満ちあふれ、博士・弟子を置いて、後世に音楽を伝える ための制度も整えられた。こうしての楽人たちの人数は増加し、三万余人に至った(56)。

こうして、文帝までの楽戸の編民化の流れは止まり、国家による楽人の把握と楽戸身分への再編入が行われたが、渡辺信一郎は、饗宴・芸能興業の定例化は、南北朝諸国の系統を引く楽人の太常への隷属、楽人の身分的固定化(賤人化)を促進し、唐代の楽工・太常音声人などの身分制を準備したとする(57)。これらの史料からは楽人の性別を判別しがたいが、各坊には各戸ごとに居住したであろうから、彼女らは天子・国家の女楽の供給源の(少なくとも)一つであったのではないかと想定しうる。そうであるとするならば、魏晋南北朝を通じて家妓を中心に発達し、南朝梁時代に一つの頂点を迎えた女楽文化は、隋の煬帝によって国家主導のそれへと転換させられたと

言えよう。また、この他に注意すべきは、610年の措置では、楽戸と良人がともに太常の支配下に入った点であり、これは良賤が共存する唐代の国家音楽機構の原型にもなったのではないかと思われる。

煬帝による国家による楽人掌握の方向性は唐においても変わらず、太常音声人や楽戸の賤人制度が明確になり、女楽制度も一新される。唐代の女楽については、岸辺成雄が詳細な検討を加えているので、以下氏の研究に沿って私見を交えつつ概観する(58)。まず、唐王朝樹立後、『新唐書』巻48、百官志三に「武徳後、置内教坊于禁中」とあるように、女楽機構として内教坊が「禁中」(後宮とは限らない)に置かれたが、この措置は女楽機構を太常寺から切り離したものと見ることができる(岸辺は武徳期の内教坊は中書省管下にあったとする)。『旧唐書』巻3、太宗紀、貞観五年八月戊申条に、死刑執行時の対応として「内教坊及太常不挙楽」(同書巻50、刑法志にも同様の記事あり)とあって、両者は別個の音楽機構として認識されていることがわかる。

その後の女楽機構の画期としては、玄宗初期の714年の女楽機構拡充が挙げられる。『資治通鑑』 巻211、唐紀二十七、開元二年正月条に、

旧制、雅俗之楽、皆隷太常。上精曉音律、以太常礼楽之司、不応典倡優雑伎、乃更置左右教 坊以教俗楽、命右驍衛将軍范及為之使。又選楽工数百人、自教法曲於梨園、謂之皇帝梨園弟 子。又教宮中使習之。又選伎女、置宜春院、給賜其家。

とあるものが、要点を押さえた史料と言えるが、「雅俗之楽、皆隷太常」という部分は、『資治通鑑』の誤認識であろう。岸辺によると、714年には禁中にあった内教坊が蓬莱宮(大明宮)の側に出されるとともに、新設の左右教坊は「倡優雑伎」を抱え込んで宮城・皇城外に置かれ(左教坊は延政坊、右教坊は光宅坊に置かれた)、その他、宮城内の宜春院には教坊から選抜された女楽が派遣されて階層性を持った女楽機構を整え、さらには、洛陽にも同様の機構が置かれたとされる。そして、この年、当時流行していた"法曲"という新ジャンルの楽曲を専門とする梨園が禁苑に設置され(天宝年間には宜春北院にも置かれた)、ここに国家による俗楽機構は一挙に肥大化し、女楽だけでも二千数百人に達したと推定されている(59)。

しかしながら、この頃、朝廷外でも女楽に規制がなく、活動が野放しになっていたと言うわけでもない。まず、『大唐六典』巻4、礼部郎中員外郎条に「凡私家不得設鐘磬。三品已上得備女楽五人、五品已上不過三人」とあり、また『唐会要』巻34、雑録に中宗の神龍2(706)年のこととして、「敕三品已上、聴有女楽一部。五品已上女楽不過三人」とあり、『唐会要』の言う「女楽一部」が5人編成の舞人であると考えれば、両記事は同様の規定を述べていると考えることができ(60)、これらの記事から、臣下が女楽を所有する際の資格として三品以上、四・五品、六品以下という官品に基づく3段階が定められていたことがわかる。そして、『旧唐書』巻190中、文苑伝中、賈曾条に、玄宗が皇太子(710年に立太子)であった時分に女楽を集め、率更寺において音楽教育を施していたことに対して、

……至若監撫余閑、宴私多豫、後庭妓楽、古或有之、非以風人、為弊猶隱。至於所司教習、 章示羣僚、慢伎淫声、実虧睿化。伏願下教令発徳音、屏倡優、敦雅頌、率更女楽、並令禁 断、諸使採召、一切皆停。

とあり、賈曾が後庭での女楽演奏はまだしも、官署で女楽を教育するのはいかがなものかと諫言し、太子に納れられたことを記す。『唐会要』巻34、論楽は、この諫言を先天(712)元年正月(正月段階では李隆基はまだ皇太子であった)のこととする。その後まもなく皇太子隆基が即位し、太平公主を打倒した後、開元2(714)年8月7日付で「禁断女楽敕」が出される。『唐大詔令集』

巻82にその敕を載せるが、その一部に、

朕方大変澆瀉、用清淄濁、眷兹女楽、事切驕淫、傷風害政、莫斯為甚。既違令式、尤宜禁断。 自今以後、不得更然。仍令御史金吾、嚴加捉搦。如有犯者、先罪長官。

とある。ここに見える「令式」とは、前述の706年の規制に類するものとしてよいであろうが、 先に見た同年に打ち出された女楽拡張とは方向性を異にするもので、これらを矛盾なく解釈する とすれば、玄宗は臣下に対しては女楽所有の制限を強いる(遵守されていたか否かは定かではな いが)と同時に、国家機構への女楽の集中と拡充を企図していたと言うことができよう。

## 3-5. 南北朝以降における女楽下賜の状況

以下、前項で述べた女楽の推移を念頭に置いて、女楽下賜の事例を見ていく。前述のように、 鼓吹は将軍号・都督・州刺史などへの任官の際に天子より下賜されるものであったが、鼓吹楽隊 を私的に贈与したり、売買するといった史料はあまりない(61)。それに対して、女楽においては 所属の変更が史料に現れることが比較的多く、これは彼女らが(法的な位置づけには議論の余地 があるであろうが)物品などと同列に扱われていたことを示唆する。韓啓超は有力者の所有する 楽人(楽舞生産者)の来源として、①前王朝の楽人伶工、②官僚や世家大族が自分で育成した楽舞 奴婢、③民間芸能人、④下賜・贈与された楽人を挙げているが(62)、女楽の所属変更は④に相当 する。たとえば、五胡時代、涼州に拠る張茂が劉曜に服属した際に「馬一千五百匹・牛三千頭・ 羊十萬口・黃金三百八十斤・銀七百斤・女妓二十人、及諸珍宝珠玉」等を献じており(『晋書』 巻103、劉曜載記)、また、南斉の蕭景先が自分の死後、妓妾を東宮に馬・牛を朝廷や東宮などに 献上したいと遺言しており(『南斉書』巻38、蕭景先伝)、他に「財貨伎女」(『南史』巻46、曹 武伝)や、「女妓園田」(『魏書』巻92、酷吏伝崔暹条)といったような、女楽を動産・不動産と並 べた表現は枚挙に暇がない。このように物品と同列に見なされた以上、戦争の際には戦利品の一 部となることもあった。有名な例では、北魏の孝文帝・宣武帝の治世、南斉との戦いの過程で「声 伎」(おそらく女楽であろう)を捕虜としたが、これによって南朝で演奏されていた「中原旧曲」 ・呉歌・西曲が北魏に伝わったとされる(『魏書』巻109、楽志五)(63)。さらには女楽の交換も あり、劉宋時代、蕭恵開が友人の所有する一人の女楽を気に入って、自分の女楽4人との交換を 友人にもちかけたが、断られている(『南史』巻18、蕭恵開伝)。

では、天子からの贈与である女楽の下賜としては、どのような例があるであろうか。南斉の廃帝鬱林王の時のこととして、『南史』巻77、恩倖伝は、宦官徐龍駒が帝から「帝為龍駒置嬪御妓楽。常住含章殿、著黄綸帽。被貂裘、南面向案、代帝画敕。内左右侍直、與帝不異」という破格の待遇を受けたことを記しており、これが史料に現れる早い下賜事例と言えるが、皇帝の恩典的行為としてはアブノーマルなものといえる。女楽下賜の事例が増えるのは梁時代であり、前述のように武帝が昭明太子に太楽署の女楽を下賜したり、徐勉に後宮の女楽を下賜したりする例がある。また、普通6(525)年に元法僧が、大通2(528)年に元願達が北魏から梁に帰順しているが、両名とも甲第とともに女楽が下賜されている。また、大通3年には法僧の子の景仲が増封と同時に女楽を賜っている(3例とも『梁書』巻39の本伝による)。昭明太子や徐勉のように武帝に近い存在ではない、北魏から梁に帰順した人物への公的な女楽下賜にはどのような意味があったであろうか(64)。筆者が考えるに、女楽下賜が梁時代に至って次第に公的な色彩を帯びるようになってきたとするならば、本来私的生活の場を活動の場としてきた女楽を下賜することと、軍楽としての本質を持つ鼓吹を下賜することを、礼制序列の観点からではなく、政治行為として比較した

場合、天子との近さを強調しうるのは前者であったのではないだろうか。ここに鼓吹と女楽の間のある種の"逆転"現象が見られるのである。

次の陳時代にも公的な色彩を帯びた女楽下賜事例があるが、なかでも特徴的なのは、この時期、 鼓吹と女楽が同時に下賜される事例が史料中に現れる点である。まず、『陳書』巻13、魯悉達伝 に、梁末陳初の動乱期のこととして、

(王)琳授悉達鎮北将軍、高祖亦遣趙知礼授征西将軍、江州刺史、各送鼓吹・女楽、悉達両受 之、遷延顧望、皆不就。

とあり、王琳と陳霸先がともに北江州刺史魯悉達を懐柔するために鼓吹と女楽を贈与したことが 記され、両者が組み合わされて贈与されている例として注目される。次に、『陳書』巻13、周敷 伝に、陳の文帝期のこととして、

天嘉二年、詣闕、進号安西将軍、給鼓吹一部、賜以女楽一部、令還鎮予章。 とあって、自立化傾向が強かった南江一帯の群雄の中で、いち早く陳王朝に帰順・入朝した周敷 が、文帝より鼓吹とともに同時に女楽が下賜されている。また、『陳書』巻 5 、宣帝紀、太建十 二年八月己未条に、

周使持節・上柱国・鄖州総管祭陽郡公司馬消難以鄖・隨・温・応・土・順・沔・澴・岳等九州、魯山・甑山・沌陽・応城・平靖・武陽・上明・溳水等八鎮內附。詔以消難為使持節、侍中、大都督、総督安隨等九州八鎮諸軍事・車騎将軍・司空、封隨郡公、給鼓吹・女楽各一部。とあって、580年に北周から亡命・帰順してきた司馬消難に鼓吹と女楽各一部が下賜されている。このように、陳時代、鼓吹と女楽が同時に贈与・下賜される事例が散見されるが、本来であれば礼制上の位置づけに格段の差があるはずの二つの楽人が同時に与えられるようになってきたことが印象深い。これは先述の「女妓越濫」の風潮、有力者間の女楽の贈与・交換の日常化、さらには天子によって公的に女楽が下賜されることの制度化という梁時代の風潮をうけて、鼓吹と女楽がセットになった下賜事例が生まれたと理解することができるのではないであろうか。ただし、鼓吹と女楽の同時下賜は陳時代のみで終わり、一時的な現象に留まった。

一方、北朝における女楽下賜を見ると、たとえば、北魏孝明帝期に、高陽王雍に霊大后が自分の女妓を下賜しようとした例が史料に見える中では早いものあるが(『魏書』巻21上、本伝)、これは天子からの正式の下賜ではない。北魏東西分裂後、特に北周末期から隋時代にかけての時期、多くの女楽下賜事例が現れるようになる。以下、この時期の下賜事例の特質を見てみることにする。前述のように、生前に鼓吹が下賜される場合は、多くが任官(将軍号授与や州鎮長官への任命)に際して与えられる恩典行為であったが、鼓吹と同時に与えられる恩典を史料から探ると、虎賁班剣・官騎・扶などの人員が給されたり、あるいは長史以下の属官の増員が許可されたり、権臣の場合は「殊礼」を許されたりしている例が多く、死後の追贈の場合は、轀輬車や九旒鸞輅などの車両、朝服などの衣服、東園秘器、場合によっては虎賁班剣や挽歌の人員が下賜されている。これは、北朝に限らず、晋南朝においても同様である。

では、女楽の下賜に際して、どのようなものが付随したのであろうか。まず南朝の事例を見ると、先述のように、亡命者に女楽とともに邸宅が与えられた程度であり、物品などと同列に扱われた女楽ではあるが、下賜に際しては単独であることが多い。これに対して北朝、とりわけ北斉・北周対峙期から隋時代にかけて、女楽と同時に各種の動産・不動産が下賜される事例が多くなっていく。この時期の女楽及びそれと同時に下賜されたものの事例をいくつか挙げると、北斉の例として、「女楽十数人・金十斤、繒帛称是」(『北斉書』巻16、段韶伝)、北周の例として、「(衛

刺王直)田宅・妓楽・金帛・車馬・什物等」(『北史』巻62、尉遅運伝)・「妾二人・女楽一部及珍玩等」(『周書』巻42、達奚震伝)・「物千段・奴婢百口・女楽二十人」(『隋書』巻39、陰寿伝)・「女楽一部・帛六千匹・奴婢二百五十口・牛羊数千」(『隋書』巻39、元景山伝)などがあり、隋文帝期の例として、「陳主妹及女妓十四人」(『隋書』巻48、楊素伝)・「宝剣・宝帯・金甕・金盤各一、并雉尾扇・曲蓋・雑綵二千段・女楽二部」(『隋書』巻52、賀若弼伝)があり、隋煬帝期の例として、「物五万段・綺羅千匹・(漢王)諒之妓妾二十人」(『隋書』巻48、楊素伝)、「縑綵七千段・女妓十人・良馬二十匹」(『隋書』巻63、史祥伝)・「物二千段・雑綵五百段・女妓十人・良馬二十匹」(『隋書』巻63、楊義臣伝)・「帛四千匹・女妓十人」(『隋書』巻65、王仁恭伝)などであるが、女楽(女妓)は貴金属・織物・家畜・奴婢、あるいは不動産などとともに下賜されており、奴婢とは区別されつつも、物品と同列の扱いを受けていたことがわかる(65)。この点は、同じ楽人の下賜ではあっても、先述の鼓吹下賜に付随する物品や礼遇とは全く性格を異にしているといえる。全般的な趨勢で言えば、北朝から隋唐にかけて、鼓吹下賜が衰退に向かったの対し、女楽下賜が頻繁に行われたという流れを想定することもできる。

ところが、唐代に入ると、正史などの史料において女楽下賜の例が少なくなっていく。その理由を明示する史料はないが、強いて言えば、前述の隋煬帝による楽戸再把握からはじまって、それに続く初唐期の太常音声人や楽戸制度の整備、及び内教坊の設置と玄宗による女楽機構拡充などの女楽を含む大がかりな天子・国家による楽人の囲い込み政策が前提としてあり、それと相反する方向性を持つ女楽下賜は下火にならざるをえなかったのではないであろうか。一方、それ以前の北朝末期から隋煬帝初期にかけて女楽の下賜が史料中に集中して現れる現象は、先述のように楽戸をはじめとする不自由身分の人々の解放(編戸化)が進んだ時期にほぼ相当するが、あるいは女楽下賜の多さはこの編戸化(楽戸身分からの解放)の流れに沿ったものであったのかもしれない。とはいえ、下賜された後の女楽の身分については不明なので、ここでは可能性を指摘するにとどめる。

#### 4. おわりに

本稿の要点を下に列挙する。

- ①鼓吹下賜は漢代にはごく稀な恩典であったが、魏晋期には大幅に事例が増加する。これは鼓吹(特に短簫鐃歌)が曹魏以降王朝の正統性を宣揚する歌辞を持つようになって政治性を帯びたこと、あるいは五等爵制の施行といった制度改革ともリンクしており、一見鼓吹の濫発に見える事象は、司馬氏による武人層の取り込みの一環として理解すべきである。
- ②南朝劉宋期に入ると、鼓吹下賜(特に生前の下賜)の重点は皇親に移るが、これは皇親政治への志向を背景としていると思われる。
- ③南北朝後期(梁・陳・北斉)から隋唐にかけて、皇親や高官などに鼓吹を支給する制度が整う とともに、鼓吹の下賜の希少性は薄れていき、鼓吹の中心が短簫鐃歌から横吹系に移った隋 文帝期以降、鼓吹の下賜は減少していく。
- ④礼制秩序からほど遠い娯楽音楽の担い手と目されてきた女楽であるが、南朝では国家による 女楽所有の制限があったものの、私的空間を活動の場とする「家伎(家妓)」を規制すること は難しく、「女妓越濫」が風潮が常態となっていったようである。
- ⑤梁時代、女楽隆盛の世情を背景に女楽下賜の風潮が盛んになり、女楽下賜は鼓吹下賜にもま

して天子との近さを強調しうる公的・政治的行為ともなった。陳時代には鼓吹と女楽が同時 に下賜される事例も生まれ、女楽下賜は公的性格をより強く帯びるようになった。

- ⑥南朝では女楽の下賜は単独であることが多かったが、北朝系統では、北朝は財産・物品など と同列に扱われて下賜されており、この点、官職任命を契機とし、虎賁班剣などの兵士の下 賜、属官増員、それに"殊礼"といった礼遇とセットになった鼓吹下賜とは性格を異にする。
- ⑦北魏の東西分裂以降、隋煬帝初期に至るまでの期間、楽戸を含む雑戸が次第に解放されて編戸となる趨勢にあり、それと同時に女楽下賜が増加していく。隋煬帝治世の途中から、一転して国家による楽戸掌握が強化され、唐代に入ると天子・国家による女楽の確保と拡充が進むが、それと同時進行で女楽下賜の事例は減少していく。

本稿では、天子・国家による"楽人の下賜"という恩典行為の中でも、事例が突出して多い鼓吹と女楽について、漢唐間の諸史料の基礎的な分析を行い、楽制史や制度史・政治史についての先学の研究成果に導かれつつ、おおまかな流れを示してみた。鼓吹と女楽では礼制上・楽制上の性格は全く相違するが、天子・国家は両者の性格の違いを意識しつつ、政治的な思惑を挟み込み、様々な形態で臣下への楽人下賜をおこなったのではないであろうか。

なお、本稿では正史など伝世文献史料を中心に論じてきたが、近年、南北朝期などの墓誌の整理・出版が盛んになっているので、今後は石刻史料なども利用して鼓吹・女楽の下賜についてさらに深く考察していきたい。また、男性楽人による鼓吹と女楽の対比の作業の過程で、"音楽とジェンダー"という観点からの考察も必要になってくると思うが、筆者は今のところこの方面には不案内であるので、本稿では踏み込んで論じることができなかった。この点も今後の課題としたい。

注

- (1)拙稿「漢唐間における楽制体系と冠服体系 —楽人はどのように装って舞い、奏でたのか? —」(『埼玉大学紀要 教育学部』69(1)、2020年)参照。
- (2)なお、鼓吹や女楽以外にも「挽歌」(多くの場合、挽歌二部)の人員が下賜されるケースも若干あるが、これは葬送儀礼のみに適用される特殊な音楽についての制度であるので、本稿では扱わないこととする。
- (3) 石井仁 『虎賁班剣考 一漢六朝の恩賜・殊礼と故事—』(『東洋史研究』第59巻-4号、2001年)参照。
- (4)殊礼の歴史的な意味内容については、尾形勇『中国古代の家と国家 ―皇帝支配下の秩序構造―』第2章「自称形式より見たる君臣関係」(岩波書店、1979年)参照。氏は自称形式を切り口として、①君臣之礼=「臣某」、②殊礼=「称臣不名」、③賓客之礼=「不臣不名」という序列を想定している。石井の論もこの研究を基礎としている。
- (5) 渡辺信一郎『中国古代の楽制と国家 —日本雅楽の源流—』(文理閣、2013年)第2部第4章「北狄楽の編成」 参照。
- (6) 渡辺注(5) 前掲書、271頁参照。
- (7)項陽『以楽観礼 —中国芸術研究院学術文庫—』(北京時代華文書局、2015年)、15頁及び147~148頁参照。
- (8) 増田清秀『楽府の歴史的研究』(創文社、1975年)第4章「漢魏及び晋初における鼓吹曲の演奏」及び第11章 「南北朝における鼓吹下賜の実情」等参照。
- (9)後漢時代、将軍の官職は基本的に常置の官ではなく、明帝期、永平8(65)年に北辺の五原郡に設置された度

遼将軍(正確に言えば、この年に行度遼将軍が設置され、安帝期の元初4(117)年に正式の度遼将軍が置かれた) のみが常置の将軍であった。

- (10) 增田注(8) 前掲書、298頁参照。
- (11)諸官の官品は、『通典』巻37、職官十九、晋官品に拠る。なお、「督将」という官名は存在せず、あるカテゴリーの武官の総称であるようである。山口正晃「曹魏および西晋における都督と将軍」(『大手前大学論集』第17号、2017年)は、督将は部曲督(魏制では七品官)・部曲将(晋制では八品官)も含むとされる。督将が七・八品官であるとすると、いかにも官品が低すぎるので、本文で引いた「督将」について言えば、牙門将と同じ五品官である騎督を指している可能性もある。なお、張金龍『魏晋南北朝禁衛武官制度研究』上巻(中華書局、2004年)、127~132頁、及び251~253頁によると、曹魏時代の五営校尉の官は、後漢時代に比して、指揮下の兵員は減少したものの、より皇帝に近い武官であったが、西晋になると兵員の数も増え、また西晋一代を通じて諸王が就くべき官となっていたという。そうであるとすれば、本文中の史料のように牙門将などと同列に扱われる官職ではないように思われるが、この点については、後日検討したい。
- (12)越智重明『魏晋南朝の政治と社会』(吉川弘文館、1963年)第1篇第6章「封建制」、及び第2篇第4章「五 等爵制」参照。
- (13) 王安泰『開建五等 一西晋五等爵制成立的歴史考察—』上巻(花木蘭文化出版社、2009年)、35~39頁参照。 なお、渡邉義浩『西晋「儒教国家」と貴族制』(汲古書院、2020年)、105~106頁では、五品官たる騎督は周制に おける大夫=子・男に相当すると考えられたとしている。
- (14)越智重明『魏晋南朝の貴族制』(研文出版、1982年)、146~147頁参照。また、濱口重國は、部曲督・部曲将の質任廃止が「新王朝の成立にあたって恩信を示した」ものであるが、それ以上の牙門将などの将帥の質任は、東晋時代まで存続したとしている。濱口重國『唐王朝の賤人制度』外篇第2篇「晋書武帝紀に見えたる部曲将・部曲督と質任」(東洋史研究会、1966年)参照。
- (15)增田注(8)前掲書、310~312頁参照。
- (16) 六朝楽府の会編著『「隋書」音楽志訳注』(和泉書院、2016年)、238~239頁参照。
- (17) たとえば、『三国志』巻32、蜀書二、先主伝に、幼少時の劉備が「吾必当乗此羽葆蓋車」と放言したという エピソードを載せる。また、『晋書』巻107、石季龍載記によると、後趙の太子石宣が遊猟に出かけた際に座乗し た大輅は、羽葆華蓋や天子旌旗を装着していたという。
- (18) 增田注(8) 前掲書、71頁参照。
- (19) 鼓吹熊羆十二案が宮懸の一部をなしたことは、『隋書』巻14、音楽志中に北周武帝による楽制改革を記して「武帝以梁鼓吹熊羆十二案、毎元正大会、列於懸間、与正楽合奏」とあることからわかる。十二案の形状などについては、六朝楽府の会注(16)前掲書、208頁参照。なお、許継起「鼓吹十二案考釈」(『中国音楽学(季刊)』2004年4期)は、十二案として用いられる鼓吹と臣下に下賜される鼓吹とでは性格が相違するとしている。
- (20)瀧遼一『中国音楽再発見 歴史篇』(第一書房、1992年)、58頁参照。
- (21)項陽「楽戸与鼓吹楽」(『文芸研究』2001年5期)参照。
- (22) 增田注(8) 前掲書、299~303頁参照。
- (23) 增田注(8) 前掲書、303~305頁参照。
- (24)川合安『南朝貴族制研究』(汲古書院、2015年)、178~179頁参照。
- (25)越智注(12)前掲書第3篇第1章「皇親」参照。
- (26) 『宋書』巻7、前廃帝紀、及び同書巻80、孝武十四王伝、山陰公主条によると、465年に前廃帝がその姉山 陰公主を会稽郡長公主に改封した際に、鼓吹一部を下賜されたという。ただし、まもなく、前廃帝が殺害された ために実行されていない。

- (27) 增田注(8) 前掲書、314頁参照。
- (28) 『隋書』巻16、音楽志下によると、煬帝期の鼓吹諸曲のうち、棡鼓・鐃鼓・大横吹については曲数によって、 長鳴色角・次鳴色角については使用楽器数によって、「大駕(天子)」・「皇太子」・「王公等」の3段階が設定され ている。
- (29) 趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、2008年)、221~223頁参照。なお、常山王元邵の諱の表記のゆれについては、中華書局版『魏書』第1冊、251~252頁の校勘記を参照のこと。
- (30) 趙超注(29) 前掲書、286~289頁参照。
- (31) 趙超注(29) 前掲書、276~279頁参照。
- (32) 石井仁は虎賁班剣の下賜のピークを宋斉時代とし、宋中期には虎賁班剣の抑制が顕在化するとしているが、これは劉宋以降、鼓吹下賜の対象が皇族中心となり、鼓吹そのものの神聖化が顕著になるとした増田の指摘と類似するものがあると言えよう。なお、石井は、斉梁時代には親信(恩信・親待・衛史)の下賜が目立ち始め、東晋以前の虎賁が担っていた機能のうち、引退する大臣への恩給という側面が分離し、親信に継承された。北魏では虎賁班剣の事例は少なく、隋唐の統一とともに恩賜としての虎賁班剣の使命は終わったとする。石井注(3) 前掲論文参照。
- (33)本稿で扱う漢~初唐期の妓女・妓楽はあくまで音楽芸能を提供する女性を意味しており、もとより娼館の「妓女」とは意味を異にしてはいるものの、唐代や後世の状況も見ると、両者の境界が必ずしも明確ではないということも否定できない。この点は女性史などの観点からの考察も必要であり、ここでは、これ以上論じない。後者の意味での「妓女」に重点を置いた説明としては斉藤茂『妓女と中国文人』(東方書店、2000年)参照。また、孫鑫「再談"女楽"与"娼妓"」(『学理論』2013年27期)では、女楽と娼妓には、娯楽という共通の側面があり、前者が後者の起源であるとされるともあるが、北魏が楽籍制度を整備して以降、女楽は音楽の専門家としての性格を強めていっており、両者を混同することはできないとする。
- (34)榎本淳一『日唐賤人制度の比較研究』第7章「藤原仲麻呂と女楽」(同成社、2019年)参照。
- (35) 古代日本の内教坊の沿革については、荻美津夫『日本古代音楽史論』(吉川弘文館、1977年)第2部第3章「内教坊」参照。荻は714年に唐が内教坊を設置したのを模して、日本でも元正天皇期(715年~724年)に内教坊が創設されたと想定する。
- (36) 瀧注(20) 前掲書、59頁参照。
- (37)韓啓超「六朝世家大族楽舞生活考」(西安音楽学院西北民族音楽研究中心編・羅芸峰主編『漢唐音楽史 首届国際研討会論文集』、中央音楽学院出版社、2011年、所収)参照。
- (38)渡辺信一郎『天空の玉座 一中国古代帝国の朝政と儀礼―』(柏書房、1996年)、123~126頁参照。
- (39)「咸寧儀注」の詳細や各々の音楽については、渡辺注(38)前掲書第2章「元会の構造 —中国古代国家の儀礼的秩序—」参照。
- (40) ちなみに「咸寧儀注」の女楽演奏の規定への言及は、成立が最も古い『宋書』にはなく、『南斉書』・『晋書』 ・『通典』にはある。
- (41) 岡部毅史『魏晋南北朝官人身分制研究』(汲古書院、2017年)、66頁参照。
- (42) 賀威麗「南朝音楽詩賦的興起与文学史意義」(『文学評論』2016-2) 参照。なお、「音楽賦」については、劉宋の臨川王義慶1篇、宋斉の江淹1篇、梁の簡文帝3篇、梁陳の顧野王3篇、陳の傅辞1篇、陳の陸瑜1篇が挙げられている。
- (43)また、『楽府詩集』巻47、清商曲辞四、西曲歌上の「石城楽」と「烏夜啼」、及び同書巻49、清商曲辞六 西曲歌下の「青驄白馬」では、いずれも『古今楽録』を引いて「旧舞十六人」とのみ記されるが、あるいは「梁八人」の語句が抜けているのかもしれない。

- (44) 『旧唐書』巻29、音楽志二では、巾舞以下の諸曲について「梁以前舞人並二八」としているので、こちらが正しいとすれば、これら諸曲も西曲と同じく、南斉以前の舞人数は12人ではなく、16人であったのかもしれない。 (45) 渡辺注(5) 前掲書、296頁参照。
- (46) 『通典』巻146には、これらの諸曲の説明の後に、楽器演奏者と舞人の服飾を述べて、「令工人平巾幘、緋袴褶。舞四人。碧軽紗衣、裙襦大袖、画雲鳳之状、漆鬟髻、飾以金銅雑花、状如雀釵、錦履。舞容閑婉、曲有姿態」とある。これは南朝ではなく唐代の十部伎中の清楽伎の服飾についての説明とも読めるが、楽工の服飾は男性のそれであるとしても、舞人の服飾は女楽のそれを形容しているようにしか読めない。
- (47)梁時代における十二雅の成立と楽制史上の意味、及びその後の推移については、戸川貴行『東晋南朝における伝統の創造』(汲古書院、2015年)、187~191頁参照。
- (48) "天監七年の改革"については、越智注(14)前掲書第7章「梁陳政権と梁陳貴族制」参照。
- (49) 北周の七部国伎は、隋時代の改編を経て、最終的には初唐の十部伎に発展する。北周・隋における七部楽の 形成過程については、渡辺注(5) 前掲書第2部第3章「燕楽七部伎の編成 ―清商楽と四夷楽の編成―」参照。
- (50) 『隋書』巻39、竇栄定伝に、竇栄定が洛州総管任命に際して、北周静帝より「西涼女楽一部」を賜った記事があり、四夷楽に限らず、七部国伎そのものが後宮に備わっていた可能性もある。
- (51)楽戸を含む雑戸制度の沿革については、濱口注(14)前掲書第5章「官賤人の由来についての研究」、及び堀敏一『中国古代の身分制 一良と賤一』第7章「北朝雑戸制の再考察」(汲古書院、1987年)参照。
- (52) この時の牛弘らによる雅楽改革の経過については、渡辺注(5) 前掲書第2部第2章「雅楽の制作と楽律の調整」参照。
- (53) なお、堀敏一によると、この頃、唐代のような、楽戸を含めた様々な身分を含んだ賤人身分の体系はできていなかったので、賤人といえば奴婢しか想定されておらず、したがって楽戸は良人に属すと考えられていた。堀注(51)前掲書、310~311頁参照。
- (54) 六朝楽府の会注(16) 前掲書、420~421頁では、本文で述べた解放措置によっても楽工は奴婢のままであったとする岸辺成雄『唐代音楽の歴史的研究 楽制篇』上巻(東京大学出版会、1960年)、258頁及び286頁の説と、編戸として解放したとする濱口注(14) 前掲書、325頁の説を挙げ、このうち濱口説を妥当としている。
- (55)濱口注(14)前掲書、326~328頁参照。
- (56) 『隋書』音楽志上の「凡三百余人」という数は、「前代」に比しても少なすぎ、「矜奢」とは言えないので、初期段階の数か、誤記ではないかと考えられる。南朝の事例で言えば、崔祖思は上奏中で、劉宋末期の元徽年間において、選抜された雅俗の男性楽人だけで千余人、後宮女楽も入れればさらに多くの楽人を国家が抱えていたことを述べており(『南斉書』巻28、崔祖思伝)、前述『資治通鑑』巻180の記事にあるように、隋時代、煬帝が洛陽に移した河南諸郡の「一芸戸」だけでも三千余戸であったことも考慮すると、裴蘊伝が記す「増益楽人至三万余」が妥当かと思われる。
- (57)渡辺注(5)前掲書310頁参照。なお、隋恭帝期から唐高祖期にかけて、代々太楽署・鼓吹署の楽人となっている者を州県の戸籍に編入し、太常音声人とする政策が打ち出されている。濱口注(13)前掲書150~152頁によると、これは李淵政権が隋の楽工に恩宥を施して、自らのもとに結集させようとしたものとされる。ということは、彼らは編戸の民とは別の範疇で国家に把握されていることになり、単なる楽戸の編戸の民への解放とはいえない。(58)岸辺注(54)前掲書、序説、及び各説第2章「教坊」、及び第3章「梨園」参照。
- (59) 岸辺成雄は、梨園の設置を左右教坊設置と同時とする『資治通鑑』の記述に疑義を呈している。岸辺注(54) 前掲書上巻、452頁参照。また、氏は陳暘『楽書』巻188、教坊楽の記事などをもとに、玄宗期、男性楽工として、内外教坊に二千人、梨園に三百人、太常寺に二~三万人がおり、このうち女楽としては、内外教坊に千人、梨園に数百人、その他の宮女(掖庭之伎)として千人以上の人員を擁していたと見積もっている。岸辺注(54)前掲書上

巻、374~377頁参照。

- (60) 『唐令拾遺補』仁井田陞(池田温責任編集) 『唐令拾遺補』(東京大学出版会、1997年)、663頁は、この規定は開元二年令では儀制令中の条文であったが、開元二十五年令では楽令中の条文であった可能性もあるとする。また、榎本注(34)前掲書、151頁は、さらにその前の神龍令やそれ以前の唐令にも同様の規定が存在したのではないかとする。
- (61) しいて言えば、『晋書』巻79、謝尚伝に、東晋時代、庾翼が鼓吹を賞として弓矢の技を競うことを謝尚にもちかけた例が記載されている程度である。この鼓吹は私的に所有する鼓吹であろう。なお、鼓吹の楽人の身分は女楽よりも高かったことが推測されるが、正確な位置づけを探ることは困難であるので、本稿では論じないことにする。
- (62) 韓啓超「六朝世家大族楽舞的生産・消費及其経済関係分析」(西安音楽学院西北民族音楽研究中心編/主編羅芸峰『漢唐音楽史 第二届国際研討会論文集、』中央音楽学院出版社、2013年所収)参照。
- (63)なお、女楽が戦利品となる背景として、戦地に女楽を帯同するという当時の風習があるのではないであろうか。たとえば、『南斉書』巻57、魏虜伝に、北魏の孝文帝が南斉に遠征した際の北魏軍の軍容を記して、「牛車及驢駱馳載軍資妓女」と記しているのをはじめ、軍事行動に女楽を帯同している様子が諸史料からうかがえる。
- (64) ちなみに、天監8 (509) 年に帰順した元樹は、中大通2 (530) 年、鎮北将軍任官とともに鼓吹一部を下賜されている(『梁書』巻39、本伝)。本文で挙げた3人が女楽を下賜されているのに、なぜ元樹のみに鼓吹が下賜されているのかという疑問が浮かぶ。帰順の年代の相違が如上の相違点にかかわるのではないかとも思われるが、梁の武帝による楽制整備の過程とも合わせて考えるべきであると思うので、今後の課題としたい。
- (65) なお、本文に挙げていない事例も含めて、北周の例のほとんどは北斉征服(577年) か周隋革命前夜の尉遅迥平定(580年) についての、隋文帝期の例はいずれも陳征服(589年) についての、煬帝期の例はほとんどが漢王諒平定(604年) についての軍賞の一環である。北周の尉遅運の場合は衛刺王平定(574年)後、楊素の場合は漢王諒平定後に、おそらくは捕虜となって一旦没官された女楽が改めて彼らに下賜されたと考えられることから、北朝・隋時代において下賜された女楽は後宮の女楽、つまりもともとの天子・国家の女楽ではなく、戦争・反乱に伴って捕らえられた女楽であったケースが多かったであろう。

(2021年9月30日提出) (2021年11月10日受理)